

* 出席停止、登校の際の参考にしてください

インフルエンザ 出席停止期間について

インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）
⇒発症後、5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
学校保健安全法施行規則第19条より

<早見表> 発症…発熱の症状が現れたこと

	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症日5日を経過した後		
発症後	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に 解熱	発熱 	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症 4日目	発症 5日目	登校 可能		
2日目に 解熱	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症 5日目	登校 可能		
3日目に 解熱	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
4日目に 解熱	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
5日目に 解熱	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能

症状出現日：令和 年 月 日（発症0日目）

発症日（当日0日目）は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38℃程度の発熱等）が始まった日です。病院受診時、医師に発症日の確認をしてください。

登校するには…

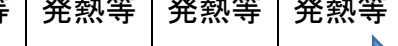
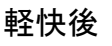
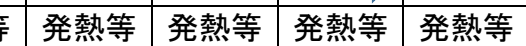
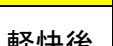
① 発症して5日経過している。	
② 解熱した後2日（幼児は3日）経過している。	
③ 次のような気になる症状はない。 （異常行動が見られた、咳、食欲低下、元気がないなど）	

すべてに○がついた場合は、登校可能となります。

新型コロナウイルス感染症 出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症
⇒発症後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
学校保健安全法施行規則第19条より

<早見表> 発症…発熱の症状が現れたこと

	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症日5日を経過した後		
発症後	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に軽快	発熱等 	軽快 	軽快後1日目	軽快後2日目	発症4日目	発症5日目	登校可能		
2日目に軽快	発熱等 	発熱等 	軽快 	軽快後1日目	軽快後2日目	発症5日目	登校可能		
3日目に軽快	発熱等 	発熱等 	発熱等 	軽快 	軽快後1日目	発症5日目	登校可能		
4日目に軽快	発熱等 	発熱等 	発熱等 	発熱等 	軽快 	軽快後1日目	登校可能		
5日目に軽快	発熱等 	発熱等 	発熱等 	発熱等 	発熱等 	軽快 	軽快後1日目	登校可能	

症状出現日：令和 年 月 日（発症0日目）

発症日（当日0日目）は、病院を受診した日ではなく、症状（発熱や咳、のどの痛み等）が始まった日です。病院受診時、医師に発症日の確認をしてください。

登校するには…

① 発症して5日経過している。	
② 症状が軽快した後24時間を経過している。 ※「軽快」とは…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(のどの痛み・せきなど)が改善傾向にあること	

すべてに○がついた場合は、登校可能となります。

なお、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒等に対してマスクの着用を推奨しています。